

## 福島原発事故

# 生業訴訟 国と東電断罪

## 仙台高裁 国の責任認定は二審初

賠償額2倍に

東京電力福島第一原発事  
故で、福島県と隣県の宮城  
県、栃木県、茨城県などの  
住民約3600人が、東電  
と国に約215億円の損害  
賠償と放射線量の低減によ  
る原状回復を求めた「生業

訴訟のうち、高裁レベル  
では初の判断です。これま  
で13地裁で判断が出ていま  
島原発訴訟の控訴審判決が、すが、国の責任を認めたの  
は7地裁で、判断が分かれ  
ています。生業訴訟の原告  
裁判長は、一審の福島地裁  
判決に続き、国と東電の賠  
償責任を認めるとともに、  
3550人に対し計約10億

争点は▽大津波の襲来を  
予見できたかどうか▽事故  
を防げたか▽賠償範囲を示  
さないに事故は防げなかっ  
たとする国の中張を避け、  
波の来襲を予見できたと判  
斷しました。

さらに事故は防げなかっ  
たとする国の中張を避け、  
波の来襲を予見できたと判  
斷しました。

國が規制権限を行使しなか  
つたのは違法としました。

原状回復の請求は一審に  
続いて却下しました。

一審は、国の賠償責任を

二次的なものとして、賠償  
責任の範囲を東電の2分の  
1にとどめましたが、高裁  
は国の責任範囲を一部に限  
定すべきないと判断し、  
東電と同様の責任を認めま  
した。



仙台高裁前で生業訴訟の  
原告勝訴を伝える原告、  
弁護士ら=30日、仙台市

# 国に責任 喜び再度

**被害救済前進、決意新た**

仙台高裁判決受け 原告・支援者ら

## 生業訴訟

「勝訴」「再び国を敗訴」「被害救済前進」。東京電力福島第一原発事故について国と東電の責任を明確に認定、敗訴した仙台高裁判決があつた30日、裁判所前には多くの原告・支援者が駆けつけ、歓喜の渦に包まれました。

午後2時半頃に判決内容が伝えられるところまで、涙を拭いていた原告長。「國の責任を認めないと、露骨だった拍手が鳴りやみませんでした」と涙を流して喜んだ原告の山本鉄雄さん(85)は、「みなさん、國の責任が明確に断罪されました」と拳を高々と上げました。



生業訴訟の原告勝訴を受けて開かれた記者会見(30日、仙台市)

仙台市で原告集会・記者会見を開いた弁護団共同代表の猪池恵氏は、「今回の判決が『国はやるべきことをやらなかつた』と事実をあげて批判し、その是正を求めている。『国の責任は一次的なもの』という一審の福島地裁判決を乗り越え、東電と連帯し金額について国は責任をもう支払うべきだと明確に言っておられた」と指摘。この大きな流れは仙台から全国へ広がる」と強調しました。

判決を喜びつつ、「汚染された大地に種をまき、放射能が検出されるかもわからない」と話す原告団・弁護団声明、「生業(なうわい)を返せ、地域を返せ!」

場合の影響の大きさを恐れる余り、試算 자체を避け、あるいは試算結果が公になることを避けようとしていたものと認めざるを得ない」と断じています。

③「中間指針」などに基づく賠償を見直し、強制避難・区域外(自主的)避難、帰住者などを断念すること②責任を認めて謝罪すること④「長期評価」の見解の信頼性を認めざるを得ない」と指摘。一方に、「長期評価」は「個々の合理性がない」と理由づけたなどと理由づけられて規制機能を使用する地を超える大津波到来の可能性を認識できたとした。

判決は、「長期評価」の見解の信頼性を認めざるを得ない」と指摘。一方に、「長期評価」は「個々の合理性がない」と理由づけられて規制機能を使用する地を超える大津波到来の可能性を認識できたとした。

公表後の原子力安全・保安院(当時)や東電の対応について、「長期評価」の見解とはその意義における問題」などとして、国は「長期評価」の見解による規制機能の試験を行わなければならぬことは「相当ではない」としています。推進政策を採用した国は、今回の判断を尊重し、事故を真摯(しんし)に反省し、原発頼みから転換すべきです。

野菜を育ててきた。汚染された大地は元に戻らない。お金の問題ではない」と悔しさを口にしたのは、福島県須賀川市で農業を営む原告の柳川和也さん。今

後ただかいへ決意を止めている。「国の責任は『次的なもの』ではないために、私はこれまでとしている。福島と同じ原発事故を出されからも声をあげ続けた。後世に原発を残してはならない」と語った。

福島原発訴訟原告団と同弁護団は30日、仙台高裁判決を受け、声明を出しました。声明は「本判決が、国と東京電力の責任を認めたことは、事故の再発防止や被害者の全面的救

**原発頼みから転換を**

**解説** 東京電力福島第一原発事故をめぐって国と東電に損害賠償を求めた各地の集団訴訟で、30日の「生業(なうわい)を返せ、地域を返せ!」決で仙台高裁が高裁判決で初めて国との法的責任を認定しました。争点は、第1原発に襲来する大津波を予見できなかつたかどうか、事故を防げなかつたかどうか、事故をじとじとと避けました。たとえ国が地震で想定津波の試験を行わなければ、警報の対策措置を講じなければならぬ可能性を認識しながら、そなつた

調査研究推進本部(地震本部)が2002年7月に公表した地盤予測「長期評価」について、別の見解が支配的だつたなどと理由づけられ、地盤の見解だけの合理性がないと主張しました。しかし、判決は、「長期評価」の見解の信頼性を論難する国の主張は採用できない」と指摘。一方に、「長期評価」は「個々の合理性がない」と理由づけられて規制機能を使用する地を超える大津波到来の可能性を認識できたとした。

公表後の原子力安全・保安院(当時)や東電の対応について、「長期評価」の見解による規制機能の試験を行わなければならぬことは「相当ではない」としていまます。推進政策を採用した国は、今回の判断を尊重し、事故を真摯(しんし)に反省し、原発頼みから転換すべきです。

(原発取材班)